

令和3年4月（令和3年度第1回）  
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和3年4月23日(金) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 12番 黒江幹也

5. 議事録署名委員 2番 富永浩二 3番 白田利秋

6. 議 題

議案第1号	農地法第3条許可申請の件について
議案第2号	農地法第5条許可申請の件について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の件について
議案第4号	農地法第46条の規定の例による国有財産の売払いに係る意見照会の件について

7. 協議・報告

1	農地利用集積計画の解約について
2	あっせん委員の選任について
3	農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

## 第1回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和3年度肝付町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中15名です。12番の黒江幹也委員から欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、2番の富永浩二委員と3番の白田利秋委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第1号から議案第4号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、3月26日に県農業会議第99回通常総会に出席し、4月9日に毎月の県での定例常設審議委員会に出席しました。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は9件の申請です、所有権移転の売買が5件と贈与が4件となっています。売買の5件は、田が5筆で3,400平方メートル、畑が1筆で1,001平方メートルです。贈与の4件は田が5筆で3,418平方メートル、畑が5筆で4,620平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆、田が2筆で1,710平方メートル、畑が2筆で1,485平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,369平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,017平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,001平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番、畑が1筆で900平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆で551平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で552平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、合同会社〇〇〇から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で462平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、田が1筆で1,157平方メートル、畑が2筆で2,235平方メートルです。</p> <p>以上、9件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から9番まであります。お目通し下さい。一括して審議したいと思ひます。異議、意見等ございませぬか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということでありませぬので、議案第1号農地法第3条許可申請の9件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第2号農地法第5条許可申請の件「5-3-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-3-1」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇一丁目〇番〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で371平方メートルです。転用目的が一般住宅で、現在借家住まいのため申請地に持家を建築し永住したいという事から申請が出ております。農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇商店跡から東へ61メートル進み右折し約50メートル進んで左折した右側です。配置図については、住宅及び車庫兼倉庫を図のように建築し、雨水等の処理については水路放流で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されていませぬ。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-3-1」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-3-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>4月20日に、永野委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は事務局からありませぬように、〇〇商店跡の裏手になります。町営の〇〇団地に向かう道路の角に申請地があるわけですが、見取り図にありませぬように、申請地の右側は令和2年度に転用許可済みであり、すでに住宅が建っております。住宅地に囲まれていませぬことや、また、雨水等も前面の町道側溝に流すということから何ら問題はないかと思われませぬ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-3-1」について現地調査の報告がありませぬが、この件について審議します。異議、意見等ございませぬでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>



事務局	<p>7,082 平方メートル、再設定は田が 5 件の 7 筆で 7,470 平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が 17 件の 32 筆で 29,681 平方メートル、畑が 5 件の 6 筆で 9,862 平方メートル、再設定が、田が 21 件の 40 筆で 34,705 平方メートル、畑が 8 件の 9 筆で 15,171 平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 46 件の 84 筆で 78,938 平方メートル、畑が 13 件の 15 筆で 25,033 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、59 件の 99 筆で 103,971 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6 ページから 9 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転はなしということで、2 番の利用権設定は、内之浦地区が 8 件、高山地区が 51 件あります。</p> <p>2 番の利用権設定について審議いたします。内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6 ページから 9 ページになります。まずはお目通しのほどお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、内之浦地区の 8 件の申請から審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしとのことです。内之浦地区の 8 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 51 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、高山地区の 51 件の申請について審議に移りますが、番号の 7 番に中村重治委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。中村委員の退席をお願いします。</p> <p>(中村委員退席)</p>
議長	<p>それでは利用権設定の 7 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 7 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(中村委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、24 番から 27 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。福田委員の退席をお願いします。(福田委員退席)</p>
議長	<p>それでは利用権設定の 24 番から 27 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、利用権設定の 24 番から 27 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席)</p> <p>7 番、24 番から 27 番を除く他の 46 件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、内之浦地区 8 件、高山地区 51 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 3 号につ</p>

議 長	<p>いては終わります。</p> <p>つづきまして、10 ページをお開きください。議案第 4 号農地法第 46 条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会の件について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号農地法第 46 条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会についてご説明します。</p> <p>本案件は、令和 3 年 4 月 12 日付けで、九州農政局長より農地法第 46 条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会があったものです。国が所有する農地について売払いを行うことが農地法第 46 条で定められていますが、売払いの相手方になることができる者というのは、農地取得後において耕作する農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められるものと規定されており、また、農地法施行規則第 94 条において国は売払いの際に、その相手方が先ほどの規定に該当するかどうか農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。</p> <p>番号 1 番についてご説明します。</p> <p>申請人はきゅうりの栽培農家であり申請地に隣接した農地できゅうりを栽培しており、今回、国有財産を取得して経営規模の拡大をされる計画です。申請者が農地法第 3 条の審査基準に適合するかどうか否かご説明いたします。</p> <p>効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、農作業常時従事要件や地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>また令和 3 年 4 月 1 日より国有地の売払い又は貸付の相手方には下限面積要件は適用されなくなりました。</p> <p>以上よろしく願いいたします</p>
議 長	<p>只今、事務局が説明しましたけれども、この件について異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 4 号農地法第 46 条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会の件は、買い受けの資格ありと決定しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。報告・協議の 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」11 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p><b>【なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました 11 件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、12 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議 2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 4 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>先ずは「あ-2-50」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-2-50」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が前田・後</p>

事務局	<p>田地区の畑で 30 アールから 50 アール程度です。</p> <p>あっせんの種類が譲受希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-50」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-2-51」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-51」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、地目・面積は、田が 1 筆 945 平方メートル、畑が 1 筆 1,261 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間については 3 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇の交差点からグリーンロードを下り、川の手前で左折して 150 メートルほど直進した所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-51」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-3-1」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-3-1」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑で 1,379 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇公民館近くにある割烹〇〇の隣の畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-3-1」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-3-2」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-3-2」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑で 381 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、地図にありますとおり、〇〇振興会の集落内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-3-2」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と私でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、14 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>

事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、14 ページから 16 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。貸付希望の中で令和 2 年度申込分の 44 番はあっせんが成立したという報告がありましたので、そのように記載してあります。また、令和元年度分については 1 年が経過しましたので、あっせん打ち切りの通知をいたします。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧ください。気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、その他に入りますが、何かありませんか。はい、事務局。
事務局	新型コロナウイルス感染拡大防止と農地利用最適化交付金について説明。
議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、5 月 25 日(火)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、4 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 10 時 48 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 3 年 4 月 23 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 富永 浩二

委 員 白田 利秋